

第 13 号議案 定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款の変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

店舗統廃合に伴い、従たる事務所の所在地を変更する。

2. 新旧対照表

新	旧
第 1 章 総則 (事務所) 第 4 条 この組合は、主たる事務所を高知市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。 高知県室戸市、安芸市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡芸西村、香美市、香南市、長岡郡大豊町、長岡郡本山町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、南国市、高知市、土佐市、吾川郡仁淀川町、吾川郡いの町、高岡郡日高村、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡四万十町、高岡郡中土佐町、高岡郡津野町、高岡郡梶原町、四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡黒潮町、幡多郡三原村、幡多郡大月町 附 則 〔令和 7 年 6 月 27 日変更〕 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。 〔令和 年 月 日認可〕	第 1 章 総則 (事務所) 第 4 条 この組合は、主たる事務所を高知市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。 高知県室戸市、安芸市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、<u>安芸郡田野町</u>、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡芸西村、香美市、香南市、長岡郡大豊町、長岡郡本山町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、南国市、高知市、土佐市、吾川郡仁淀川町、吾川郡いの町、高岡郡日高村、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡四万十町、高岡郡中土佐町、高岡郡津野町、高岡郡梶原町、四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡黒潮町、幡多郡三原村、幡多郡大月町 <u>〔新設〕</u>

以上